

立川市都市軸沿道地域企業誘致条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

都市軸沿道地域の開発に一定の区切りがついたため。

立川市都市軸沿道地域企業誘致条例の一部を改正する条例

立川市都市軸沿道地域企業誘致条例（平成22年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p> <p><u>3 第6条第1項に規定する申請は、令和3年3月1日までにを行うものとする。</u></p> <p><u>4 奨励措置の対象となるものは、令和3年3月1日までに行われた第6条第1項又は第10条に規定する申請の内容に合致する土地及び家屋とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。